

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

八戸市中心街の飲食店に関連した感染が急速に拡大している状況を踏まえ、
感染拡大の封じ込めを図るため、営業時間短縮の協力要請を実施します。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請)

1. 対象期間	令和3年9月 1日(水) 0時から 令和3年9月12日(日) 24時まで
2. 対象施設	食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店のうち酒類を提供している飲食店 (酒類の提供には、利用者による酒類の店内持込みを含むものとする。)
3. 対象区域	八戸市中心街(八戸市大字 岩泉町、大工町、鷹匠小路、朔日町 寺横町、長横町、三日町、六日町)
4. 要請内容	5時から20時までの時間短縮営業

【参考】営業時間短縮の協力要請に係る対象区域(概略図)

国道340号

はっち

対象区域

岩泉町、大工町、鷹匠小路
朔日町、寺横町、長横町
三日町、六日町

ゆりの木通